

千葉県共通封筒広告掲載契約書（案）

- 1 業務名称 令和6年度千葉県共通封筒への広告掲載
- 2 数量 角2封筒及び長3封筒ともに3枠以内
*各封筒の年間予定数量
角2封筒 160,000枚（2回程度に分割し印刷予定）
長3封筒 100,000枚（2回程度に分割し印刷予定）
- 3 契約期間 契約日から令和7年2月21日まで
- 4 契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金

上記の業務について、委託者千葉県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）●●●●●とは、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(A) 本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。

令和6年 月 日

甲 住 所 千葉市中央区市場町1番1号

氏 名 千葉県

千葉県知事 熊谷俊人 印

乙 住 所

氏 名

印

(総 則)

第1条 甲は、千葉県知事部局本庁各課が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）に広告を掲載させるため、当該封筒に広告掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）を設け、これを乙の利用に供する。

2 乙は、前項の広告掲載枠に広告を掲載する広告主を募集し、広告原稿を甲に提出する。

(広告掲載枠の仕様等)

第2条 広告掲載枠の規格等は、令和6年度千葉県共通封筒広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議してこれを定める。

(広告原稿の確認)

第3条 乙は、共通封筒に掲載する広告原稿を作成するに当たり、広告主及び広告内容について、県が指定する期日までに広告案を提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、甲と協議した結果、修正等を指示された場合は、速やかにその指示に従うものとする。この場合において、その費用及びこれに伴う損害は、乙がこれを負担するものとする。

3 乙は、第1項の承認を得た後、甲が指定する期日までに完全版下原稿を甲に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(監督職員)

第7条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の調査及び確認の職務を行う。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは乙に対して業務の履行状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において契約金又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙とが協議して定め、協議が整わないときは、甲が合理的な期間を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第11条 乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは甲は遅滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、本契約の締結の日における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 甲は、前項の乙の甲に対する遅滞金支払債務と甲の乙に対する契約金額支払債務とを対当額にて相殺することができる。

4 第2項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。

(契約金の納付等)

第12条 乙は、契約金について、共通封筒に掲載する広告代金として、甲が発行する納入通知書により第1回広告主・広告内容（広告案）提出期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の契約金は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主がいるいないにかかわらず、甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の契約金は、共通封筒に広告が掲載されるか否かにかかわらず、乙は返還請求することができない。

(臨機の措置)

第13条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(業務改善の命令)

第15条 乙が仕様書に反して業務を実施した場合、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から業務の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

(業務に従事する者に対する措置要求)

第16条 甲は、業務に従事する者が業務の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

3 甲が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第1項に規定する履行の追完の請求、前項に規定する代金の減額の請求、第18条並びに第19条に規定する契約の解除及び第21条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(催告による解除)

第18条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第20条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違約金)

第21条 第18条及び第19条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、

乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

- 2 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（秘密の保持等）

第22条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（裁判管轄）

第23条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（補 則）

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

令和6年度千葉県共通封筒広告掲載仕様書

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が共通して使用する封筒（以下「共通封筒」という。）に掲載する広告の取扱いを受託する者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う業務等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図るため、共通封筒に次の事項に該当する広告を掲載する。

地場産業や県産品、不特定多数の県民が利用できる文化・スポーツ施設、レジャー・レクリエーション施設等に関する広告内容であって、広告掲載を行うことで県内企業の育成や県のイメージアップを図ることが期待できるもの。

2 業務内容

広告取扱事業者は、県に広告掲載料を納付し、共通封筒に掲載する広告を表示する者（以下「広告主」という。）の選定、広告原稿の作成等の業務を行う。

3 共通封筒の概要

(1) 本業務の対象とする共通封筒

令和6年度に総務部管財課が単価契約により印刷し、知事部局本庁各課に配付する封筒

(2) 共通封筒の用途

主に県機関やその他公共団体、民間企業又は県民等に行政文書を送付する際や会議等に使用する。

(例) ・マニュアルを医療機関に送付する際に使用

・喫煙環境表示のステッカーを飲食店に送付する際に使用

(3) 共通封筒の種類

角2封筒及び長3封筒

(4) 印刷期間及び印刷回数

印刷期間は、契約日から令和7年3月までとし、2回程度に分けて印刷する。

なお、封筒の使用期間は、在庫状況等により印刷期間とは異なる。

(5) 印刷予定数量

ア 角2封筒 160,000枚（1回の納入当たり 80,000枚）

イ 長3封筒 100,000枚（1回の納入当たり 50,000枚）

4 広告の規格、掲載位置等

広告掲載箇所	角 2 封筒の裏面	長 3 封筒の裏面
広告掲載範囲	縦 220mm×横 200mm	縦 160 mm×横 100 mm
広告掲載枠数	各封筒とも 3 枠以内	
封筒の規格	再生クラフト封筒 1 色刷り (黒)	
広告掲載位置	広告掲載位置見本参照	

- * 1 広告掲載範囲の中で、掲載枠数は 1 枠から 3 枠までのいずれでも可とする。
- * 2 各封筒とも写真の使用は不可とする。

5 契約金の納付等

広告取扱事業者は、契約金について、共通封筒に掲載する広告代金として、千葉県知事が発行する納入通知書により第 1 回広告主・広告内容 (広告案) 提出期限までに納付しなければならない。

なお、契約金は、広告掲載枠に広告を掲載する広告主の有無にかかわらず、千葉県に支払わなければならない。

6 広告主の選定等

広告取扱事業者は、千葉県広告事業実施要綱、千葉県広告掲出基準及び千葉県共通封筒広告掲載要領 (以下「要綱等」という。) に基づき、広告主を選定する。

広告取扱事業者は、広告主及び広告内容について、県が指定する期日までに県と協議し、承認を受けなければならない。(広告主が県税を納めるべき者である場合は、千葉県税の完納証明書を併せて提出すること。)

なお、以下に該当した場合は、広告の掲載を承認しない。

- (1) 広告主が千葉県広告掲出基準等に抵触していることが確認された場合。
- (2) 目的に沿った広告事業の範囲内でないと県が認めた場合。
- (3) その他広告の掲載を適当でないと県が認めた場合。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告取扱事業者は、要綱等及びこの仕様書に基づき、あらかじめ県と協議の上、広告原稿を作成するものとし、完全版下原稿を県が指定する期日までに提出し、県の承認を受けなければならない。
- (2) 広告原稿は、県が指定するデータ形式により提出すること。
- (3) 広告には、問い合わせ先の電話番号を掲載しなければならない。

別紙 令和6年度千葉県共通封筒広告掲載に係る期日一覧表

回	広告主・広告内容 (広告案) 提出期限	県の承認期日	完全版下原稿 提出期限	校了期限
第1回	令和6年11月28日	広告案提出後、2週間以内	令和6年12月18日	令和7年1月10日
第2回	令和7年1月10日	広告案提出後、2週間以内	令和7年1月31日	令和7年2月14日

広告掲載位置見本（角2封筒・3枠の場合）

（角2封筒 裏面）

広告掲載位置（見本は3枠の例）

- ・最大3枠とし、写真は使用しない。3枠分を1～2枠で使用する可能性あり。
- ・広告の内容（文面）は、2回とも違う場合がある。
- ・掲載広告がない場合には、県が用意する標語等を替わりに印刷する。

千葉県では、財源確保のために広告を掲載しています。なお、広告内容等を千葉県が推奨するものではありません。

広告 ←…………… 左上部に縦8mm×横16mm以上で表示すること。

広告掲載スペース①
（縦70mm×横200mm）

広告

広告掲載スペース②

広告

広告掲載スペース③

広告掲載位置見本（長3封筒・3枠の場合）

（長3封筒 裏面）

広告掲載位置（見本は3枠の例）

- ・最大3枠とし、写真は使用しない。3枠分を1～2枠で使用する可能性あり。
- ・広告の内容（文面）は、2回とも違う場合がある。
- ・掲載広告がない場合には、県が用意する標語等を代わりに印刷する。

千葉県では、財源確保のために広告を掲載しています。
なお、広告内容等を千葉県が推奨するものではありません。

広告

←... 左上部に縦6mm×横12mm以上で表示すること。

広告掲載スペース①
（縦50mm×横100mm）

広告

広告掲載スペース②

広告

広告掲載スペース③

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。